

○旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例

令和3年6月21日

条例第24号

(設置)

第1条 旧小川小跡地周辺地域の再整備を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 旧小川小跡地周辺地域再整備の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係地区が推薦する者
- (4) 関係団体が推薦する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する市長の諮問に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員定数の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月21日から施行する。